

第四次環境基本計画における重点分野

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、
基盤整備の推進」

報告書

【記載項目】

- ①取組状況と課題
- ②中長期的な目標
- ③施策の基本的方向

森林、農地、河川、海洋、都市等はそれ自体が環境を構成していると同時に、生物多様性の保全、地球温暖化対策等の環境保全にとって重要な意味をもっている。したがって、持続可能な社会を構築するためには、こうした国土がもつ機能や価値を保全し、高めることにより、将来世代に引き継いでいくことが必要である。

これを実現するためには、それぞれの地域における自然、社会、経済等の特性に合わせた地域づくりが不可欠である。その際には、地域に存在する資源を発見し、活用する人づくりや、地域と地域、人と人を結ぶネットワークづくりも一体的に行う必要がある。

また、このような地域づくり・人づくりを進めるためには、環境に関する情報の整備及びニーズに応じた情報の提供や環境影響評価による環境配慮の促進などの基盤を整備する必要がある。

第1項 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

1. 取組状況と課題

第三次環境基本計画では、環境保全のための人づくり・地域づくりの目標として、国民一人一人が環境や持続可能な社会づくりに関して学び、体験することにより、自らの問題として環境問題に関心を持ち、それぞれの立場で具体的に行動するようになることを目指してきた。

このため、まず、すべての国民が体験を通じて環境について学ぶ機会を持つことや、自然とふれあうことにより、環境と自らの関わりについて考えるようになることを目指してきた。その上で、地域の環境とその保全に取り組む住民の力が統合的に高まっていくような関係を作り上げることで、地域の特色を生かした、独自性を持った豊かな地域を創っていくことを目指してきた。

このような目標のもとで、人づくりに関する取組として、学習指導要領の改訂や普及啓発事業等により、学校や社会における環境教育や、森林、川や海、公園等を活用した体験活動の充実を図るとともに、それらにかかる指導者の育成、NPOや民間団体の支援等を実施した。

また、環境教育や環境保全活動の取組の更なる促進のため、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進等が盛り込まれた。

さらに、地方環境パートナーシップオフィス（EPO）の活用や地域における環境保全の取組を統括するコーディネーターの育成等、多様な主体間の組織・ネットワークを形成し、協働を促進するための取組も進めてきた。

国では、地域づくりに関する取組として、地方公共団体が実施する地域の自然的社会的条件に応じた環境負荷の低減に向けた取組を支援し、持続可能な社会の構築を推進してきた。また、農山漁村地域においては、環境を保全するうえで重要な役割をもつ森林の整備・保全や農林漁業の担い手の育成等を実施してきたほか、地域に存在する資源の多様な主体による保全や農村環境の保全・質的向上の活動を推進するなど、地域の資源を保全・活用するための取組を進めてきた。

都市部においては、環境の保全と環境負荷の低減を推進するため、公共交通機関の利用促進や再生可能エネルギー利用の推進、緑地の保全及び緑化の推進に取り組んできた。さらに、山村の活性

化の観点から、山村体験活動等による都市と山村の交流を促進した。

しかしながら、東日本大震災や近年増加している集中豪雨等の大規模災害に見舞われたことにより、人間の社会やシステムの脆弱性が明らかとなり、そのことが、持続可能な社会を実現することの重要性を再認識し、圧倒的な力を持つ自然との関わり方や、河川、港湾、上下水道などの社会インフラ、住宅等の保全のあり方を改めて考える契機となった。

また、我が国は食料、エネルギー等の多くを海外からの輸入に頼っており、資源を保有する国、地域の動向の影響を大きく受けている。東日本大震災等の災害時には、エネルギーや水・食料等の物資の供給、流通に支障が生じ、工場の操業や日常生活にも大きな影響が生じた。このことにより、エネルギーや物資の大量生産、流通、消費に依存する今日の社会のあり方を見直す必要が生じた。さらに、我が国はすでに人口減少の局面に入っており、特に、農山漁村地域ではその傾向が著しく、人間の手が十分に行き届かない森林や農地も生じており、また、今後は都市においても高齢化が進み、農山漁村地域と同様に、地域コミュニティのつながりを維持する担い手が不足し、コミュニティの活力が弱まっていくことが懸念される。このような中で、第三次環境基本計画の点検においては、地域の資源や特徴をいかした地域づくりを引き続き進めることの重要性が指摘されている。

国民の身近な環境保全の取組では、省エネやごみの分別に取り組む人の割合は増えてきたものの、製品・サービスの購入時に自然や健康への影響を考慮して選択する人や、体験型の環境学習に参加する人の割合は未だ十分ではない¹。また、上記点検においては、地域の環境とその保全に取り組む住民の力が統合的に高まっていく関係を作り上げるために、地域づくりと人づくりの統合的な取組をさらに進めていくべきことが提言されているところである。

このような状況を踏まえると、今後の持続可能な社会を実現するための地域づくり、人づくりに向けて、次の3つの課題があると考えられる。

1つ目は、これまでも行われてきた国土の整備、保全について、圧倒的な自然の力や人間の社会やシステムの脆弱性を念頭に置きながら、自然や人工資本を含めた国土の有する防災、環境保全機能や社会的、経済的価値を保全し、高めるとともに、それを将来世代に継承していくことが必要である。そのためには、土地所有者等や行政のみならず、企業、NPO等の多様な主体も公的な活動の担い手として取り組むことを促進したり、都市部と農山漁村地域等の地域間連携・協力を強化したりする必要がある。こうした考え方を基本において持続可能な社会の基盤となる国土の管理に取り組む必要がある。

2つ目は、持続可能な地域づくりを進めるためには、その地域のエネルギー、循環、自然資源や都市基盤や産業集積等に加えて、文化、風土、人材、組織・コミュニティも重要な「資源」であることを改めて強く認識し、活用していく必要がある。とりわけ、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方については、これを見つめ直し、それぞれの地域において、未利用エネルギーや循環資源等の徹底活用や、地域住民主導の自立・分散型エネルギーシステムの形成、省資源・省エネルギー、自然共生型のライフスタイルへの転換を、新たな環境負荷の発生の抑制に配慮しつつ、更に進めることにより、持続可能な地域づくりに向けて取り組むことが必要である。

¹製品・サービスの購入時に自然や健康への影響を考慮して選択すると回答した人の割合：約35%、体験型の環境学習に参加していると回答した人の割合：約15%（平成22年度 環境にやさしいライフスタイル実態調査より）

3つ目は、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりを統合的に進めるためには、まずは身近なところから意識や行動を変えていくことが重要であり、そのため、家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境教育・環境学習を進める必要がある。また、コーディネーターの育成・活用を通じたネットワークの構築・強化を図り、各主体間、地域間の継続的な連携・協働及びそれに向けた事業を促進していくことが必要である。

2. 中長期的な目標

これらの課題を踏まえ、今後概ね20年の目標を以下のとおり掲げる。

(1) 持続可能な社会の基盤となる国土の国民全体による管理

国民全体が国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいくという考え方を共有し、これに取り組んでいくような社会を構築する。

(2) 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用

国土の価値を保全、増大させるという考え方も踏まえながら、地域に存在する資源を再認識し、有効に活用することにより、人口減少が続く中で、環境負荷の低減とともに、地域づくりと人づくりの成果が相乗的に発揮される持続可能な地域社会を実現する。

(3) 地域づくりの担い手の育成と各主体をつなぐ組織・ネットワークの構築・強化

多様な環境教育・学習の手法を用いて持続可能な社会を実現するための意識啓発や、地域における新たな担い手づくりに取り組むとともに、コーディネーターの育成、活用等を通じ、地域づくりを担う様々な主体の連携強化、組織・ネットワークの構築・強化を図る。

3. 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

① 持続可能な社会の基盤となる国土の国民全体による管理

我が国全体において、都市や農山漁村地域等の構造の見直し、環境的に持続可能な交通システムの構築や国民全体による国土の適切な維持・管理、利用を通じて、環境が適切に保全され、環境の変化にも適応できるような国土の形成と将来世代への継承に取り組む。また、このため、各地域の特性に応じ、土地所有者等、行政のみならず、地域住民、事業者、NPO、民間団体など多様な主体における役割の認識と必要な取組への積極的な参画を促進する。

② 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用

地域に存在する資源を発見し、それらを適正かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることにより、地域の環境負荷の低減、自立・分散型エネルギーシステムの形成、地域社会の活性化を図る。同時に、これらの取組の担い手を育成し、知見や技術の将来世代への継承を推進する。

③ 地域づくりの担い手の育成と各主体をつなぐ組織・ネットワークの構築・強化

成長・発達段階に応じた自然体験等や家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境教育・環境学習の機会を通じて、コミュニケーション能力や課題を発見・解決する力などの「未来を創る力」、環境についての知識、技能、マインドなどの「環境保全のための力」を育て、それをいかす場を広げる。

地域がその向かうべき方向性や目標を共有し、より良い環境、より良い地域を創っていかうとする意識・能力を高めるとともに、コーディネーターによる各主体の継続的なパートナーシップの形成に努め、地域全体としての環境保全に向けた活力の強化を図る。また、地域づくり・人づくり、環境教育の先進的な取組を他の地域へ広げていくような地域間のネットワークも構築する。

(2) 主体ごとに期待される役割

①国

- ・国全体の持続可能な国土管理に関する基本方針を策定する。また、土地所有者等による適切な管理の推進を図るとともに、多様な主体の参画を促進するための普及啓発を実施する。
- ・地域資源の利活用の推進、環境負荷の少ないライフスタイルの実現に向けた制度の構築や支援・誘導施策を実施する。
- ・家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境教育の取組や組織・ネットワークづくりを支援する。

②地方自治体

- ・地域の自然的社会的条件に応じた森林、農地、都市等の持続可能な整備、保全、利用に向けた取組を実施する。
- ・国の方針を踏まえて、環境保全に関連する計画等を策定し、多様な主体の参画のもと、国の制度や支援・誘導施策を活用しながら、計画を実施する。
- ・家庭、学校、地域、企業等の様々な場における地域づくりに必要な人づくり、組織・ネットワークづくりなどの環境を整備する。

③事業者、NPO、民間団体、地域団体等

- ・森林、農地、都市等の持続可能な国土の整備・保全、利用に取り組む。
- ・国の方針や地域の計画等に基づいて、多様な主体と連携しながら地域づくりの中核として活動するとともに、環境保全政策の提案、各主体への情報提供・普及啓発等の公的な役割も担うことが期待される。
- ・コーディネーターを中心とした地域づくり、人づくりの組織・ネットワークを形成する。
- ・特に事業者においては、地域に存在する資源を活用した事業経営や、低炭素社会、循環型

社会、自然共生型社会の構築等のための取組を通じて、環境の保全と地域の活性化に貢献することが期待される。

④国民

- ・持続可能な国土管理や地域づくりの意義を認識し、積極的に参加する。
- ・家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境保全、地域づくりの活動や環境教育・環境学習の取組を、自主的かつ協力的に実施する。

(3) 重点的取組事項

(2) における役割を果たすため、国は以下のことに取り組む。

①持続可能な社会の基盤となる国土の国民全体による管理

A. 多様な主体による国土の管理と継承の考え方に基づく取組

「国土形成計画」や「森林・林業基本計画」等の国土の整備や保全、利用に関する計画に基づき、環境負荷を減らすのみならず、生物多様性等も保全されるような持続可能な国土管理に向けた施策を進めていく。例えば、森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海等を有機的につなぐ生態系ネットワークの形成、森林の適切な整備・保全、集約型都市構造の実現、環境的に持続可能な交通システムの構築、生活排水処理施設や廃棄物処理施設をはじめとする環境保全のためのインフラの維持・管理、地球温暖化への適応等に取り組む。

特に、管理の担い手不足が懸念される農山漁村においては、森林、農地等における土地等の所有者、NPO、事業者、コミュニティに対して、環境負荷を減らすのみならず、生物多様性等も保全されるような国土管理への参画を促すとともに、持続的な農林水産業等の確立に向け、農地・森林・漁場の適切な整備・保全を図りつつ、経営規模の拡大や効率的な生産・加工・流通体制の整備、多角化・複合化等の6次産業化²、人材育成等の必要な環境整備、環境保全型農業の取組等を行う。

B. 国土管理の理念を浸透させるための意識啓発と参画の促進

国民全体が国土管理について自発的に考え、実践する社会を構築するため、持続可能な開発のための教育(ESD)の理念に基づいた環境教育等の教育を促進し、国民、事業者、NPO、民間団体等における持続可能な社会づくりに向けた教育と実践の機会を充実させる。

また、地域住民(団塊の世代や若者を含む)やNPO、企業など多様な主体による国土管理への参画促進のため、「国土の国民的経営」の考え方の普及、地域活動の体験機会の提供のみならず、多様な主体間の情報共有のための環境整備、各主体の活動を支援する中間組織の育成環境の整備等を行う。

② 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用

地方自治体、事業者や地域住民が連携・協働して、創意工夫を発揮しつつ、地域に存在す

² 農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関する第2次・第3次産業(加工・販売等)に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組

る資源を持続的に保全、活用する取組を促進する。また、こうした取組を通じ、地域のグリーンイノベーションを加速化し、地域の特性をいかした環境の保安全管理による新たな産業の創出や都市の再生、地域の活性化も進める。

社会活動の基盤であるエネルギーの確保については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの構築への期待が高まっていることを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進める。

都市基盤や交通ネットワーク、住宅を含む社会資本のストックについては、長期にわたって活用できるよう、高い環境性能等を備えた良質なストックの形成及び適切な維持・更新を推進する。緑地の保全及び緑化の推進について、市町村が定める「緑の基本計画」等に基づく地域の各主体の取組を引き続き支援していく。

また、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能を損なわないような適切な土地・資源利用を確保しながら地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進するほか、持続可能な森林経営やそれを担う技術者等の育成、木質バイオマス等の森林資源の利活用、農業者や地域住民が地域共同で農地・農業用水等の資源の保安全管理を行う取組を支援する。

さらに、農産物等の地産地消やエコツーリズム等、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすための取組を進めるとともに、都市と農山漁村等、地域間での交流や広域的なネットワークづくりも促進していく。

これらの施策を促進するため、情報提供、制度整備、人材育成等の環境整備にも取り組んでいく。情報提供に関しては、多様な受け手のニーズに応じた技術情報、先進事例情報、地域情報等を提供するとともに、それらの情報の分析・活用技術の開発・提供等を行う。

制度整備に関しては、地域の計画策定促進のための環境整備により、地域内の各主体に期待される役割の明確化、主体間の連携強化を推進するとともに、持続可能な地域づくりへの取組に伴って発生する制度的な課題の解決を図る。また、評価指標の充実を通じた民間投資の促進、コミュニティ・ファンドの活用促進等により、環境負荷の低減等に資する各種プロジェクトの内容や規模に応じた資金調達の円滑化を図る。

人材育成に関しては、学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を通じて、持続可能な地域づくりに対する地域社会の意識の向上を図る。また、NPO等の組織基盤の強化を図るとともに、地域づくりの政策立案の場への地域の専門家の登用、NPO等の参画促進や、地域の大学等研究機関との連携強化等により、実行力ある担い手の確保を促進する。

③ 地域づくりの担い手の育成と各主体をつなぐネットワークの構築・強化

地域づくりの担い手の育成は、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の各分野の取組を進める上で重要であることは当然であるが、地域全体でより良い環境、より良い地域を創っていかうとする意識・能力を高めるため、地域社会や教育機関等、様々な場において、ESDを推進する。このため、国が定めたESD実施計画等を踏まえ、新しい学習指導要領等に基づいた実践、教育関係者におけるESDの理解増進、地域における実践を促進する。

また、「未来を創る力」、「環境保全のための力」を育てていくため、改正環境教育等推進法に基づき、(1) 学校施設整備や教材の開発・提供、環境教育関係者や指導者の育成などの学

校教育における環境教育の充実、(2) 国民、民間団体、事業者等による環境教育等の取組を支援する環境教育等支援団体の仕組みの構築などの環境教育等の基盤強化、(3) 認定制度の運用による自然体験活動の促進、(4) 多様な主体による意見の政策形成への反映などによる行政への民間団体の積極的な参加の促進を行う。

この他、先進的な取組の支援や情報共有などを通じ、地域づくり・人づくりの取組や学校、社会における ESD の理念に基づいた環境教育等の教育を充実させるとともに、こうした取組の裾野を広げていく。例えば、ESD の取組の状況、成果についてウェブ等も活用しながら、活動実践者同士の連携や情報共有を促進したり、実践者と支援者（助成、研修する者）の橋渡しをしたりすることで、ESD のネットワークを形成する。また、ユネスコスクール³なども活用して ESD の普及啓発を行い、幅広い場での実践を促進する。国際社会における ESD の普及のため、信託基金の拠出を通じユネスコと連携しながら、アジアやその他開発途上国において ESD 教材の作成、教員養成などの協力事業を実施する。また、コーディネーターの育成や、地方自治体、事業者、NPO や教育機関の協働による取組を促進するなどにより、地域における各主体の継続的なパートナーシップの形成を図るとともに、地域間におけるコミュニケーションの場や機会を作るなどにより、情報共有や連携強化を図る。

³ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。ESD とユネスコスクールのテーマが一致しているため ESD の推進拠点と位置付け、その加盟校の増加に取り組んでいる

第2項 環境等の情報、影響の把握と政策、事業への反映

1 持続可能な社会の実現のための環境情報の収集・整理及び提供

1. 取組状況と課題

これまで、国においては、第三次環境基本計画に基づいて「環境情報戦略（平成21年3月）」を策定し、環境政策を企画立案する際の情報基盤の構築や国民による情報へのアクセス向上のため、環境に関する統計を含む、環境・経済・社会の状況や国土の自然環境などの各分野の環境に関する情報を収集・整理し、また、パンフレット、報道発表資料、ホームページなどにより、広く国民に提供してきた。

しかし、環境に関する情報や統計が体系的かつ計画的に収集されておらず、海外の情報を含め、環境・経済・社会の関係を示す情報や統計が不足している。環境に関する情報を経年的、継続的に収集・整理するための組織体制も不十分である。

また、環境に対する国民の意識の向上に伴って情報のニーズが多様化しており、提供する情報の信頼性、正確性を確保した上で、いつでも誰でもが、環境に関する情報を分かりやすい形で容易に入手できるようにすることが求められている。さらに、情報収集・整理と提供の両面にわたって、ITの活用が不十分である。

2. 中長期的な目標

環境政策の企画立案に有効に活用できるよう、経済・社会を含む幅広い環境に関する統計情報の整備を図る。自然資源の賦存量や消費量、経済活動に伴う環境負荷の把握等の環境と経済に関する情報、人と人とのつながりや人と自然との関わり合い等の社会と環境に関する情報については、情報収集の手法や評価手法等の検証を含め、その充実を図る。

また、国民の持続可能なライフスタイルの追求や環境問題への取組、環境政策への参加がより一層促進されるよう、いつでも誰でもが、情報を分かりやすい形で容易に入手できる環境を整備する。

3. 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

① 環境情報の収集・整理

環境政策の企画立案にあたって、特に、ライフサイクル・アセスメント（LCA）による環境負荷の把握、持続可能な社会の実現に向けたグリーン成長や生活の質に関する評価等の国際的動向も踏まえつつ、経済・社会・環境に関する情報や統計の整備を進める。

② 環境情報の提供

環境に関する情報の提供者及び利用者の多くが利用しやすい情報環境を整える。また、行政と NPO、企業、団体等の連携を強化し、環境に関する情報の共有をさらに進める。

(2) 主体ごとに期待される役割

①国

- ・環境政策の企画立案の基盤となる環境に関する統計を整備し、公表する。
- ・各主体間における環境に関する情報の共有を図るための必要な支援を行う。

②地方公共団体

- ・環境統計調査について、地域のきめ細かな現状が把握できるよう精度の向上に努める。
- ・地域に密着した環境関連の先進事例を紹介し、地域の住民、NPO、事業者等の各主体が保有している情報の共有を進める。

③国民・事業者・NPO・民間団体等

- ・環境に関する取組の状況や情報のニーズについて、情報の所有者、利用者間での積極的な議論を形成し、互いに情報の交流をはかり、共有を図る。
- ・研究機関・民間団体等の人材をコーディネーターとして活用し、環境に関する情報のネットワークの構築を図る。
- ・環境に関する情報を積極的に収集・活用し、ライフスタイルの変革、環境保全対策への参加等を行う。

(3) 重点的取組事項

① 環境に関する統計情報の充実

環境と経済活動の状況を科学的な統計情報として把握するとともに、様々な産業主体間の資源量やエネルギーのフローを客観的・定量的に把握する。また、環境・経済・社会の状況や自然資源の賦存や分布等について、科学的な一次統計情報を整備するとともに、環境に関する情報の地理的、時系列的な関連性をもった体系的な整理を行う。

② 環境政策に関する情報提供の充実

環境に関する情報の整備の各段階で IT を活用するとともに、それらがどこに存在するかをわかりやすく示す。また、環境に関する情報の信頼性、正確性を確保し、各主体との連携の下で、環境政策に関する情報アーカイブの充実を図る。

2 環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化

1. 取組状況と課題

第三次環境基本計画においては、環境影響評価制度について、持続可能な社会の実現に向け、国などの様々な主体が行う活動において、環境への配慮を確実に組み込み、環境負荷をより一層低減させるための検討等の取組を推進することを目指すこととされていた。このため、諸外国に関する情報収集、調査を行うとともに、事業の位置・規模等の検討段階における共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」や廃棄物の最終処分場に関する同様のガイドラインを策定した。また、「公共事業に関する計画策定プロセスガイドライン」を策定した。平成23年には環境影響評価法を改正し、事業の位置・規模等の検討段階における配慮書手続等を導入した。

環境影響評価の実施に当たっては、各事業においてより適正に環境の保全に配慮したものとなるよう、生態系保全や地球温暖化等の観点から審査を行い、対策を求めるなどした。手続が終了した案件についても、フォローアップを実施したことに加え、上記法改正において環境保全措置等の結果の報告・公表手続の制度を創設した。

平成23年4月に新たに導入された配慮書手続については、着実な制度の運用を図るため、先行事例の積み重ね、地方公共団体等への適切な情報提供による技術、知見の普及を図るとともに、地方環境事務所を含めた審査体制の強化を進め、円滑かつ弾力的な運用に向けた調査・検討を行う必要がある。また、環境影響評価の調査・予測・評価に係る技術手法については、最新の科学的知見に基づく検討や、生物多様性オフセット⁴等新たな技術動向の整理が必要である。さらに、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供など、情報整備基盤の構築等を通じて、質が高く、効率的かつ迅速な環境影響評価の実施を促進する必要がある。

2. 中長期的な目標

総合的な観点から環境保全を図り、環境面からの持続可能性への配慮を盛り込むためには、国等が行う活動において、早期段階からの環境配慮の導入が重要であることから、事業の計画や政策立案段階における戦略的環境アセスメントの検討や、環境影響評価制度の着実な実施を進める。

3. 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

① より上位の戦略的環境アセスメントの検討

⁴開発事業により引き起こされる生物多様性に対する悪影響を、それを低減するのに適切な措置を実施した後、それでもなお残存する悪影響を対象とした代償行為により得られる定量的に把握可能な保全の効果

持続可能な社会の実現に向け、事業の位置・規模等の検討を行う段階よりも上位の計画及び政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を行う。また、諸外国での制度や運用実態の情報収集を行い、我が国に即した制度の構築を進める。

② 環境影響評価制度の着実な運用と環境配慮の考え方の促進

配慮書手続等を含めた環境影響評価法の適切かつ効果的な運用のため、自然環境に関する基礎的情報の強化など情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材育成に取り組む。現在環境影響評価法の対象外の事業についても、必要に応じて、事業の計画・実施に際しての環境配慮を促進させる方策を検討する。

(2) 各主体に期待される役割

①国

事業者等に対して制度の趣旨を含めた情報提供、技術的支援及び理解向上に努め、環境影響評価法に基づく取組を促進する。

②地方公共団体

国の方針を踏まえて、環境影響評価制度における適切な意見の提出、地域の環境状況に関する情報の収集・整備・提供を行う。また、自らの活動に環境配慮を盛り込む。

③事業者

事業の実施に当たって、環境影響評価制度に基づき、事業の特性等を勘案した上で、より分かりやすい情報提供や説明会の開催等、適切な環境配慮の実施を進める。

④国民、NPO、民間団体等

行政の施策や事業計画の策定及び実施に環境配慮を早い段階からより確実に反映させるため、適切に環境保全の観点から意見を述べる。

(3) 重点的取組事項

① より上位の戦略的環境アセスメントの検討

国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの制度策定の状況や運用の実態を踏まえ、我が国への導入に向けた課題について、環境面からの持続可能性への配慮を勘案しつつ、整理・検討を行い、また、改正環境影響評価法の実施例を検証した上で、制度化に向けた取組を進める。また、諸外国や地方公共団体における実施状況に関する情報の収集・提供等を行う。

② 環境影響評価制度の着実な運用

環境影響評価法に基づく配慮書手続や報告書の公表手続等の着実な施行を通じて、事業に対する適正な環境配慮の確保をより一層進める。また、環境情報をインターネット等を通じ

て的確に提供する情報基盤を整備することにより、適切な意見形成や事業への反映がなされるよう取組を推進する。

環境影響評価における調査・予測・評価については、最新の科学的知見や新たな技術動向を整理するとともに、これらの技術手法の研究、開発、普及に努め、専門家の技術の向上を促す。さらに、将来的に環境影響評価法の対象となりうる事業については、環境保全の観点から必要な調査・検討を進め、必要な措置を講じる。